

関市社会福祉協議会生活困窮者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活困窮者等が安心して自宅で生活できるよう、生活支援金を交付し、交付時等の面談により生活状況を聞き取り、生活を支援することを目的に実施する。

(財源)

第2条 財源は、共同募金配分金とする。

(実施期間)

第3条 実施期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

(対象者)

第4条 対象者は、生活が困窮している世帯で次の第1号から第3号のすべてに該当する世帯とする。なお、生活保護世帯は対象外とする。

- (1) 関市に住民票を置き1年以上関市に在住している世帯（施設等入所者を除く）
- (2) 生活困窮者自立支援事業の相談者で支援金を必要と認める世帯
- (3) 民生委員児童委員が支援金を必要と認める世帯
- (4) その他本会会長が特に必要と認めた世帯

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする世帯は、関市社会福祉協議会に申請書（様式第1号）を記入し、住民票（3か月以内、写しでも可）を添付し提出する。ただし、申請する者は世帯主とし他は認めない。

2 申請においては世帯の世帯収支状況報告書（様式第2号）を添付し提出する。

(支援金の金額)

第6条 支援金の金額は1世帯につき上限15,000円とし、1世帯年1回とする。ただし、本会の予算の範囲内とする。

(交付決定)

第7条 会長は、第5条の規定により申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは交付するものとする。

(支援金の支払い)

第8条 支援金の支払いは月末締め翌月15日（休業日の場合はその前の開業日）払いとする。

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、支援金を受けた世帯が生活困窮者でないと判断された場合は交付した支援金の返還を命じることができる。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和3年10月1日より施行する。